

物 品 等 (随時受付用)

物品の買入れ等競争入札参加資格 審査申請書の提出について

大分市総務部契約監理課

大分市が発注する物品の買入れ、製造の請負(工事を除く)、その他契約の競争入札(見積り)に参加を希望する方は、下記要領により「入札参加資格審査申請書」並びに添付書類を提出して下さい。

記

1. 入札参加資格要件 (大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱第2条抜すい)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しない者でないこと。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- ~~(4) 申請書を提出した日において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。~~ ※(4)は当分の間、適用しない
- (5) **市税を完納**している者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

(注) (5) について、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税徴収猶予の特例を受けている事業者等についても、資格を有するものとする。

※ 資格の認定の停止又は取消(大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱第10条抜すい)

- (1) 第2条の規定による資格要件を有しなくなったとき。
- (2) 他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止又は取り消されたとき。
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (4) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。

2. 受付期間及び時間

受付期間 令和4年9月5日から令和6年7月31日まで

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

3. 資格の発生及び有効期間

資格発生 申請書提出月の翌々月の1日から

有効期間 資格発生日から令和6年9月30日まで

4. 受付場所

大分市荷揚町2番31号 大分市総務部契約監理課 (市役所本庁舎5階)

5. 提出書類 (ファイルに綴じる必要はありません。クリップ等で留めて提出するだけで結構です。)

番号	書類の名称	法人	個人	備考
1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	(様式第1号)
2	競争入札参加資格審査登録票1(基本事項)	○	○	(様式第2号)
3	競争入札参加資格審査登録票2(物品経営事項)	○	○	(様式第3号)
4	営業概要票	○	○	(様式第4号)
5	技術者経歴書	△	△	(様式第5号)
6	誓約書	○	○	(様式第8号) (物品・委託両方を申請する場合は1部写し可)
7	資格審査決定通知書用ハガキ	○	○	(様式第9号) 官製はがきに宛名を記載のこと ※郵送で提出の場合は2部必要
8	代表者等を証明する書類	○	○	登記事項証明書(写し可)
				登記されていないことの証明書(法務局) 身分証明書(本籍地の市町村)
9	印鑑証明書	○	○	法務局が証明するもの(写し可)
				住所地の市町村長が証明するもの(写し可)
※10	資格証明・許認可書の写し	△	△	法律上、営業等に必要資格書類があれば必ず提出のこと
11	財務諸表又はこれに代わる書類	○	○	法人にあつては直近決算書の写し } でも可 個人にあつては確定申告書の写し }
12	確定申告書の写し(直近2年分)	○	○	個人業者のみ
13	市税等滞納調査同意書	△	△	大分市に事業所がある場合には必ず提出のこと
14	口座振替による支払申出書	△	△	新規、または変更がある場合のみ提出のこと 提出に際しては預金通帳の表紙の写しを添付のこと
15	社屋(店舗)の外観写真・所在地見取図	△	△	新規登録の場合のみ様式第1号裏面に添付(記載)のこと
16	カタログ・パンフレット等	△	△	営業内容のわかるもの
※17	その他必要と認める調書	△	△	印刷・車両整備・地籍調査業者は必ず提出のこと
18	組合員名簿	△	△	事業協同組合が申請する場合は必ず提出のこと(写し可) 定款の写しを添付のこと

(注) ○印は全業者提出、△印は必要な業者のみ提出のこと。

※代表者身分証明書・印鑑証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。

※従来大分市に事業所がある場合は市税完納証明書の原本の提出が必要でしたが、「市税等滞納調査同意書」の提出により、市が納税状況を確認することで、市税完納証明の添付が不要になりました。

※郵送による申請は、書留または簡易書留等(配達記録の残るもの)により郵送してください。また、郵送の際は市から受領確認通知を返送しますので、決定通知用のハガキ(番号7)とは別に、〒郵便番号、住所、宛名を記入した受領確認通知用のハガキを必ず同封してください。

※大分市税の徴収猶予の許可を受けている場合は、徴収猶予許可通知書と別添の誓約書を提出してください。

◎ 資格の停止又は取消(大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱第10条)

- (1) 第2条の規定による資格要件(入札参加資格要件)を有しなくなったとき。
- (2) 他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止又は取り消されたとき。
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (4) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又契約の履行が不良のとき。

※10 資格証明・許認可等の例（該当する場合にコピーを提出願います。）

種目コード	種 目	コード・取扱品目	営業等に必要な資格証明・許認可等の例
05	看板・標識・記章	01看板 02横断幕 03屋外塔等の屋外物	屋外広告業届出済証または特例屋外 広告業届出を証する書類 業務主任者の資格を証する書類
09	車両整備	各 種	賠償保険加入証明書
14	消防・防災・保安機器	01消火器 02消火設備等	消防設備業届出書
15	理化学・計測量機器	計測機器	特定計量器販売・製造事業登録証ま たは届出済書
31	医薬品・医療器具	01医療器具 02医療器械 03医療用消耗品・材料	高度管理医療器等販売業許可書 特定保守管理医療機器販売業許可書 管理医療機器販売業届出済証明書 （医療用具販売業届出済証）のうち 該当するもの 毒物劇物販売業登録票
		05家庭用医薬品類	医薬品販売業許可証
32	特殊薬品	各 種	毒物劇物販売業登録票 農薬販売業届出済証 特定麻薬等原料卸小売業者業務届 副本
33	工業ガス	各 種	高圧ガス販売営業許可書 液化石油ガスの販売事業許可書
34	燃 料	各 種	揮発油販売業登録済通知書 石油製品販売業届出書
39	旅行・運送業	01運送	一般貨物自動車運送事業許可書 貨物軽自動車運送事業経営届出書 一般（特定）旅客自動車運送事業免許
		02旅行	旅行業登録通知書・旅行業取扱主 任者資格者証
		03貸切バス	一般貸切旅客自動車運送事業免許
41	不用品買受	各 種	古物商営業許可証明 金属屑業営業届出済証 自動車リサイクル法の引取業登録を 証するもの
42	その他	12電力需給	経済産業省の通知書「小売電気事業を 営もうとする者の登録について」

・その他、営業等に必要な資格書類があれば提出願います。

・事業協同組合が申請される場合は、「定款」「組合員名簿」を添付願います。（写しで結構です。）

※17 その他必要と認める調書の内訳

業者名	書類の名称
印刷業者	1. 印刷関係取扱品調書（別表1） 2. 印刷設備等調書（別表2）
車両業者	1. 車両整備(修理)業者調書(別表3)※車両整備のみ登録は、様式第5号不要 2. 指定書(道路運送車両法第94条の2の規定による陸運局発行の指定自動車整備事業者) (写) 3. 認定書(道路運送車両法80条の規定による陸運局発行の自動車分解整備事業) (写) 4. 資格証明書(自動車整備士技能検定合格証書(写) 全員) 5. 自動車保険証(受託保険加入済証(写))
地籍調査	1. 地籍調査関係有資格者調書(別表4-1) ※全員 2. 地籍調査・類似事業業務実績調書(別表4-2) ※全員 3. 測量業者登録証明書 ※一筆地調査のみ入札参加希望する場合は不要

6. 提出書類の記載要領（別添 記入例（物品）を参照のこと）

物品と委託では、申請書類が異なりますので、それぞれ申請をしてください。

問合せ先

大分市総務部契約監理課（市役所本庁舎5階）

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話097-534-6111 内線 1165・1166
097-537-5716（ダイヤルイン）

（参考） 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2. 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

別表

営業種目分類表

種目 コード	種 目	コ ー ド ・ 取 扱 品 目
01	印 刷 製 本	01カラー印刷 02写植オフセット 03タイプオフセット 04フォーム 90その他
02	地 図 印 刷	01地図印刷 02地図調整印刷 03地形図 04管内図 05一般計画図 06デジタル地図 07地図修復 08都市計画用途図等 09土地分類図・利用図 10道路地図 11字図 12実測図 13上下水道台帳図 90その他
03	青 写 真	01青写真 02第二原図 03マイクロ写真 04カラーコピー 05各種製本 06航空写真 90その他
04	カ メ ラ ・ D P E	01カメラ 02D P E 03フィルム 04写真材料 05現像 06焼付 07映写機器 08光学機器 09ビデオ用品類 90その他
05	看 板 ・ 標 識 ・ 記 章	01看板 02横断幕 03屋外塔 04プレート 05紋章 06銘板 07モニュメント 08案内板 09バッジ 10トロフィー 11カップ 12楯 13シール 14ステッカー 15各種パネル 90その他
06	文 具 ・ 事 務 用 品	01複写機・コピー機 02トナー・インクリボン 03机・椅子 04棚・キャビネット類 05筆記具・文具用品類 06印刷機械類 07用紙類 08黒板・案内板類 09シュレッダー 10ロッカー類 11製図用機具類 12電算事後処理機類 13選挙関連用品類 14教育用実習台 15書架・本棚 90その他文具用品
07	印 章	01印章 02ゴム印 03回転印 04印材 90その他印章用品
08	車 両 販 売	01乗用車 02軽自動車（トラック）03軽自動車（ワイドバン） 04軽自動車（ボンネット） 05二輪車 06トラック 07特殊自動車 08清掃車 09救急車両 10バス・マイクロバス 11自転車 12一輪車 90その他特殊車両
09	車 両 整 備	01指定事業者・普通 02指定事業者・大型特殊 03指定事業者・大型貨物 04指定事業者・乗用車 05指定事業者・小型四輪 06指定事業者・小型三輪 07指定事業者・小型二輪 08指定事業者・軽四 09普通 10大型特殊 11大型貨物 12乗用車 13小型四輪 14小型三輪 15小型二輪 16軽四 17自動二輪 18原付 90その他車両修理
10	車 両 用 品 ・ 部 品	01タイヤ 02バッテリー等 03オイル 04オイルエレメント 05ワックス等 06タイヤチェーン 07カーオーディオ等 08工具類 90その他車両用品類
11	O A 機 器	01パソコン・オフコン 02プリンター 03ソフトウェア 04ソフト開発 05システム・システム開発 06O A関連消耗品類 07光学関係読取装置類 08ファイリングシステム 09F A X 10O A機器保守関係 11データ入力 12O A周辺機器 13受託計算業務 90その他O A関係
12	電 気 機 器	01家庭用電気製品 02業務用電気製品 03エアコン等空調機器 04通信機器 05計装用電気機器類 06照明器具・ランプ類 07L Lシステム 08昇降機 09舞台音響・照明器具 10映像機器類 90その他

種目 コード	種 目	コ ー ド ・ 取 扱 品 目
13	厨 房 調 理 機 器	01流し台・調理台 02食器類 03消毒保管庫類 04調理用機器類 05食器洗浄・消毒機器類 06レンジ類 07冷凍・冷蔵機器類 08湯沸・給湯機器類 09ボイラー 10調理用什器類 90その他厨房設備機器類
14	消 防 ・ 防 災 ・ 保 安 機 器	01消火器 02消火設備 03消防ポンプ自動車 04梯子車 05消防ポンプ 06消防ホース 07消火薬剤 08ヘルメット 09安全用品 10防災・防犯機器 11防火服等 12救命用品・用具 13非常用発電装置類 14交通安全用品 15ポンプ 16安全マスク類 17小型ポンプ積載車 19その他消防関係用品 90その他安全用品類
15	理 化 学 ・ 計 測 量 機 器	01電気計測器 02化学分析装置 03公害測定機器 04材料試験機 05度量衡機器 06気象観測装置 07光学機械器具（顕微鏡等） 08工業計器 09騒音計 10非破壊検査装置 11滅菌器 12実験用器具 13散気板・散気筒等 14記録計（用紙・消耗品含） 15測量機器 16測量関係試験機器 17実験用手袋 19その他理化学用品類 90その他計測量用品
16	産 業 用 機 械	01土木建設機械 02農業用機械 03荷役運搬機械 04破碎機 05噴霧器類 06清掃機械・器具 07産業用特殊車両 08脱水機 09天井クレーン 90その他
17	機 械 工 具	01機械工具 02電動工具 03各種ベルト類 04施盤 05溶接機 06油圧機器 90その他機械工具
18	教 材	01楽器・楽譜類 02ビデオ・フィルム類 03保育用品類 04ミシン類 05遊具類 06楽器類修理 07陶芸用品 08諸検査用品 09教科教材 10視聴覚教材 18その他学校関係教材 19その他保育関係教材 90その他教材類
19	図 書 ・ 書 籍	01図書・書籍 02雑誌類 03住宅地図 04法規関係図書 05地図類 06教育関係図書類 07社会保険関係図書類 90その他
20	運 動 器 具	01スポーツ用品・用具類 02プール関係 03体育器具類 04ダイビング用品類 06スポーツウェア 07シューズ（運動靴） 08防球ネット類 90その他
21	木 工 品 製 造	01木工品製造 02木工備品類 03木工家具 90その他
22	家 具 ・ インテリア	01カーテン類 02カーペット等敷物類 03クロス類 04暗幕・どん帳類 05ブラインド類 06家具類 07小物類 08祭壇関係 09ガラス加工品 90その他
23	寝 具	01布団類 02毛布類 03座布団類 04カバー類 05シーツ類 90その他
24	被 服 ・ 縫 製	01事務服 02作業服 03白衣 04制服 05スーツ 06ネクタイ 07ワイシャツ 08消防被服類 09帽子 10Tシャツ 11防寒衣 12雨衣 13刺繍・刺繍製品 14作業ベルト 90その他被服
25	は き も の ・ ゴ ム 皮 革 製 品	01安全靴 02長靴・雨靴 03革靴類 04地下足袋 05スリッパ 06ゴム手袋 07皮手袋 90その他

種目 コード	種 目	コ ー ド ・ 取 扱 品 目
26	帆 布 ・ タ オ ル	01帆布 02タオル 03旗・のぼり 04テント 05ろ過布 06脱水機用ろ布 90その他
27	百 貨 ・ 商 社	01百貨 02記念品・ギフト用品 90その他
28	時 計 ・ 貴 金 属	01時計 02貴金属 03眼鏡 90その他
29	荒 物 ・ 雑 貨	01家庭用金物類 02清掃用具・用品類 03石鹸・洗剤類 04ポリ袋・ゴミ袋類 05トイレットペーパー類 06塗料類 07段ボール箱類 08ロウソク・線香類 09梯子・脚立 10生ごみ処理機 90その他日用雑貨類
30	茶	01茶 02茶道具類 90その他
31	医 薬 品 ・ 医 療 器 具	01医療器具 02医療器械 03医療用消耗品・材料 04ワクチン 05家庭用医薬品類 06介護用品類 07福祉用具・車椅子 08歯科器具・用具類 09血清 10培地 11X線撮影用器材 12保健設備用品類 90その他
32	特 殊 薬 品	01防疫薬品類 02農業薬品類 03林業薬品類 04動物用薬品類 05高分子凝集剤 06活性炭 07脱臭剤 08塩化第2鉄 09苛性ソーダ 10次亜塩素酸ソーダ 11消石灰 12液体硫酸バンド 13塩酸 14水処理剤 15試薬類 19その他工業薬品 90その他
33	工 業 ガ ス	01酸素・液体酸素 02窒素・液体窒素 03水素 04二酸化炭素 05アセチレンガス 06アルゴン 07炭酸 08フロンガス 09ヘリウムガス 90その他
34	燃 料	01ガソリン 02重油 03軽油 04灯油 05LPG 06コークス 07潤滑油 08グリス 09石油製品 10助燃料 90その他
35	園 芸 ・ 生 花	01肥料類 02種子・苗・球根類 03飼料 04鉢植・観葉植物 05園芸用品 06土壌改良材 90その他
36	一 般 資 材	01襖紙・障子紙 02畳・畳表 03ガラス・サッシ 04土嚢袋 05シート 06包装資材 07パレット 90その他
37	建 築 用 資 材	01コンクリート全般 02セメント 03砕石・砂利・砂 04土類全般 05木材全般（合板・竹等） 06セメント二次製品 07コンクリート二次製品 08上下水道資材 09鋼管・鋼材 10道路用資材 11建設用資材 12パイル（抗） 13物置・倉庫 14耐火モルタル 15シリコン・ゴム 90その他
38	サ ー ビ ス 業	01催事設営・企画 02各種広告 03各種保険 04各種デザイン 05写真撮影 06講師等派遣 07翻訳・通訳・語学研修 08パソコン等研修 09都市計画関係調査 10交通関係調査 11市場関係調査 12文化財等調査 13文化財保存処理等 14検針業務類 15訪問介護・入浴サービス 16管理基準給食受託・配食 17美術館等展示機器等 19その他各種調査・報告書作成 20地籍調査 90その他
39	旅 行 ・ 運 送 業	01運送 02旅行 03貸切バス 90その他

種目 コード	種 目	コ ー ド ・ 取 扱 品 目
40	レンタル・リース	01ファイナンス・リース 02カーリース 03レンタル（OA機器類） 04レンタル（電化製品類） 05レンタル（プレハブ・トイレ類） 06レンタル（車両類） 07レンタル（建設用機械・器具類） 08レンタル（イベント関係機材類） 09レンタル（観葉植物・植木類） 10レンタル（介護用品類） 11レンタル（事務機器等備品類） 90その他
41	不用品買受	01鉄・非鉄クズ 02古紙 03布 04車両 05貴金属類 06フィルム 90その他
42	そ の 他	01各種模型・模型製作 02各種券売機・自販機 03舞台大道具 04節水機能付自動洗浄機 05清掃工場関連部品 06水処理機器等 07ろ過機等 08フロン回収機 09駐車場管理機器 10電気柵 11プラスチック加工品 12電力需給 90その他